

経済建設委員会会議録

平成24年3月9日

10時00分

開 会

12時10分

閉 会

網 走 市 議 会

午前 10 時 00 分 開会

○佐々木委員長

これより経済建設委員会を開会いたします。

本日の委員会については、議案 10 件、請願 3 件、要請 1 件の合計 14 件について審査をします。

審査の進行でありますけれども、最初に経済部、水産港湾部関係の議案と、当委員会に付託されております請願、要請の審査を行います。その後、理事者を入れかえまして、建設部、水道部関係の議案の審査を行います。また、議案等審査終了後、委員の皆さんには、その他として行政視察の実施についても御協議いただきますのでよろしくお願いいたします。

では、議案 6 件、経済部、水産港湾部の所管分、議件の 1 番、3 番、4 番、7 番、9 番、10 番について、まず説明を受けながら入りたいと思います。

議案第 13 号平成 23 年度網走市一般会計補正予算中、所管分、農政課所管分の補正予算 7 件につきまして説明をいただきます。なお、麦類乾燥調製貯蔵施設建設事業及び担い手支援畑総事業分担金 5 地区の 6 件については、繰越明許費もあわせて説明をいただきたいと思います。

○吉田農政課長

それでは、初めに平成 23 年度一般会計、農業振興費の麦類乾燥調製貯蔵施設建設事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許について説明させていただきます。

議案資料 26、27 ページをごらんください。

国の 4 次補正関連で事業を推進しておりました麦類乾燥調製貯蔵施設の増設につきましては、3 月 8 日付けでオホーツク振興局より事業実施計画の承認と割り当て内示があったところであります。

補正理由につきましては、先に示された我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画において、持続可能な力強い農業の実現を図るために、競争力、体質強化が急務であり、特に麦類については、新品種きたほなみの増収への対応や施設の効率化によりコストを削減し、消費者、実需者ニーズを踏まえた安定的供給体制の構築が喫緊の課題となっているため、市内に点在した北浜、昭和、卯原内の乾燥施設の集約及び東網走麦乾工場の増設による受け入れ体制の強化を行い、品質の向上・均一化を図り、農家所得の安定、地

域農業の振興を図るために、国の 4 次補正を活用し、強い農業づくり事業を実施するものであります。

なお、建設に莫大な経費を要し、生産者負担も大きくなるため、農協からの要請もあり、補助金のほか交付税を見込むことができる、市が事業主体となり事業を実施していくものであります。

事業費は 34 億 6,475 万 2,000 円で、補助率は 2 分の 1 であり、地元にかかる負担額は 17 億 4,788 万 2,000 円でありますが、市債に関しては、交付税措置で 50%は充当が見込まれることから、地元負担分につきましては 8 億 8,948 万 2,000 円となり、市債金利も含め全額オホーツク網走農協が負担することで協議しております。今後、市債の償還期間、詳細な額などが確定次第、農協と協議する予定であります。

補正額は旅費 11 万 7,000 円、需用費 57 万円、役務費 51 万 3,000 円、委託料 2,981 万円、工事請負費 34 億 3,374 万 2,000 円で、合計 34 億 6,475 万 2,000 円です。

財源内訳は、道補助金 17 億 1,687 万円、市債 17 億 4,660 万円、雑入 128 万 2,000 円です。これに伴いまして、歳入予算として、農業費補助金 17 億 1,687 万円、麦類乾燥調製貯蔵施設建設事業事務負担金 128 万 2,000 円、農業債 17 億 4,660 万円の追加補正を行います。また、今年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年に繰り越すものであります。

繰越明許費の内訳といたしましては、翌年度繰越額 34 億 6,475 万 2,000 円で、財源内訳は道補助金 17 億 1,687 万円、市債 17 億 4,660 万円、その他負担金が 128 万 2,000 円です。

施設の概要についてであります。資料 28 ページをごらんください。

建設場所は、平成 14 年度に麦乾燥施設を建設した東網走 103 番地の 1 に建設します。事業内容につきましては、乾燥調製施設と貯蔵棟の増設であります。

続きまして、平成 23 年度一般会計農業農村整備費の道営土地改良事業関係、5 地区の歳入歳出予算の補正と繰越明許の設定について説明させていただきます。

議案資料 29 ページをごらんください。

補正の理由につきましては、国の 4 次補正予算に伴い、北海道畑総事業を実施するために、次の

経費を追加補正するものであります。なお、今年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。

事業の内容につきましては、東網走、網走東部、卯原内中央、網走南部東地区、網走南部西地区の5地区において、低コスト化と高品質生産を促進し、地域農業経営の合理化と安定化を図るために、区画整理、土層改良を実施するものであります。

なお、補正額は5地区の負担金補助より交付金として、東網走800万円、網走東部1,140万円、卯原内中央3,675万円、網走南部東地区2,400万円、網走南部西地区5,300万円、合計1億3,315万円です。補正の歳出予算につきましては、補正前の額1億6,783万円に1億3,315万円の追加補正を行うものであります。補正後の額は3億98万円となり、補正額の財源内訳は、分担金5,181万円、道補助金3,979万円、市債3,350万円、一般財源804万8,000円です。

これに伴いまして、歳入予算として、土地改良分担金、補正前額2,366万9,000円に5,181万2,000円、農業費補助金、補助前の額7,166万円に3,979万円、農業債3,880万円に3,350万円の追加補正を行うものであります。

また、繰越明許費の内訳といたしましては、翌年度繰越額1億4,320万円で、財源内訳は、道補助金4,348万円、市債3,630万円、その他5,623万7,000円、一般財源718万3,000円です。

続きまして、平成23年度一般会計林業振興費の森林整備地域活動支援推進事業の減額補正について説明させていただきます。

議案資料30ページをごらんください。

補正の理由につきましては、平成19年度より網走地区森林組合が事業主体となりまして継続的に事業を実施してきましたが、平成23年度に補助制度の改正が行われ、予定していた事業内容が補助対象外となったため、事業実施が困難と判断し、事業を取りやめ、次のとおり減額補正しようとするものであります。

補正額につきましては、歳出予算当初予算額411万1,000円から全額減額するものであり、また、歳入予算についても全額減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんのほうから何か質疑等ございますか。

○山田委員

網走市麦類乾燥調製貯蔵施設のことについてお聞きいたします。

この事業については、非常に有効で地域にとってはありがたい事業だというふうに思っておりますが、これの経緯の中で、多分、従来から農協において要請があったこと、それが現在の4次補正で実現ができるということになったと思っております。

その中で、オホーツク網走農協は、構成農家というのは、恐らく東藻琴農協と合併していますから、恐らくこの実質負担額の中の割り算の中に入っていると思うのですが、交付税とか網走市の持ち出しの部分については、東藻琴というか、大空町ですか、この関係との交付税の割合とか、そういったものがあるのかないのか、そういうことをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○吉田農政課長

今回の事業につきましては、2分の1補助で、2分の1が負担になります。そして、2分の1の負担につきましては、100%市債対象になりましたので、その市債対象分のうちの50%、ですから、4分の1が交付税で充当されるという形になりますので、実質負担する分については4分の1が負担分になります。その4分の1につきましては、利息も含めまして、オホーツク網走農協のほうで負担していただくということで、今、話を進めておりますので、実質、市の負担については今のところございません。

当然、大空町についても負担はございません。

○山田委員

今の答弁でわかりましたが、あとは農家の関係なのですけれども、これはオホーツク網走農協の農家の努力といたっておかしいのだけれども、組合で割っていくと。その割り方というのは、収穫に応じて負担していくという形で、農協が全部やるのですけれども、最終的には負担は農家のほうに行くだろうと思いますので、考え方としては、収穫量に応じていることがひとつあって。

○吉田農政課長

農協が負担する中で、まず、各地区で補助事業実施につきまして説明しまして、農協が説明しまして、農家の方の了解を得た中で、今後、利用料の中に反映されてくるという形になると思いま

す。ですから、今後、使われる加工料というのですか、その部分に今回事業実施した経費などを算入していったら、そこで加工料として農家に徴収することになりますので、割合でやるという形ではなくて、加工料として徴収していくという形になると思います。

○山田委員

わかりました。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

○近藤委員

山田委員と同じように、麦類乾燥調製貯蔵施設について伺います。

まず、事業費の確保がなかなか難しい昨今の情勢の中で、国の4次補正を利用して、スピーディかつタイムリーにこのような増設を目指す事業が実現に向かって動き出していることは、これは本当に市役所の皆さんの努力、それから、行動力のたまものだとは思っています。そういう点では敬意を表したいなと思っています。

ちょっといろいろとお伺いしたいのですけれども、まず一つは、今回増設をするということなのですが、北浜、卯原内などに点在している麦乾施設を統合していくということなのですが、これは品質が均一化して、サッポロビールも非常に大麦の品質が一定になるので使いやすいというふうに喜んでおられるというような声も聞いているのですが、網走市の、東藻琴を含めオホーツク網走農協の麦生産能力、小麦の生産能力、大麦の生産能力からして、今回の増設でほぼ増生産能力に対応できる形の満足いく施設が実現されるというふうに考えているのか、それとも、今後まだまだ増設が必要だというふうに考えておられるのか、そこをまずお伺いしたい。

○吉田農政課長

今回増設する部分につきましては、秋まき小麦の部分の増設で、考え方としましては、今回きたほなみが全量切りかえになりまして、その分の増収分が含まれると、あとは東藻琴の部分も含めまして、現在の麦乾施設の増設で秋まき小麦については十分対応できるというふうに考えています。

○近藤委員

わかりました。

この調製貯蔵施設は、多分、指定管理者制度で農協が運営をされているかと思うのですけれど

も、運営コストとして市が持ち出している部分はあるのですか。

○吉田農政課長

市の持ち出しはございません。

○近藤委員

わかりました。

それともう一つが、今回、34億円なる大きな事業ではあるのですけれども、今後これが可決された暁には、どのタイミングで発注がされて、地元の業者にどれくらいの仕事が落ちていくのだろうかと。というのは、こういった専門的な施設は、例えば、ホクレンが関連企業で一気にがばっと抱え込んでしまうと、そういう話もあるのですけれども、どれくらい地元の仕事が見込めるのでしょうか。

○吉田農政課長

まず、発注につきましては、今後、議会で計画案と補正予算が承認されて、そこからの計画の手続などを進めていく、申請手続などを進めていく中で、発注業務についてはちょっとまだ、5月以降かなというふうに考えているのですけれども、そこら辺は建築課のほう詳しい、お願いしてやりますので、ちょっと私のほうでは、いつから発注になるのかというのはちょっとお答えはできないので。

それとあと、どの程度の事業効果というか、業者に落ちるかということについても、委員さんおっしゃったように、専門的な機械的なものについては、ある程度メーカー的な部分になりますし、また、そこらの建設関係、機械関係、設備関係については、ちょっとそこら辺の事業についても私のほうでは押さえ切っていないので、その点についても建設部のほうが詳しいと思いますので。

○松浦建築課長

とりあえず今、聞いているのは、6月ごろには着工して、年度内に完成するように農政課のほうにお願いする予定です。それから、事業料としましては、34億円のうち、本体が24億円ぐらい、そして、その他建設工事というのですか、それが8億7,000万円ぐらいになるのではないのだろうかというような状況ですけれども、まだ始まったばかりなものですから、その辺のこと、時期も未定ですが、大ざっぱにはそのような形で考えているというふうに聞いております。

○近藤委員

地元にどれくらいというのはなかなか読みきれないものなのですか。

○佐藤建設部長

入札をするわけですが、今、言ったプラントの部分と建屋の部分ですとかという分の、その分け方というのをまだ決めておりません。それと、そういった部分が決まって、それをどういった発注、入札方式で実施していくかという部分についてもまだ、今、未定ですので。仮に従前どおり市内の指名競争入札ということになれば、地元でできる工事の部分、建屋の中はすべて地元の施工業者だと思いますけれども、そういった指名競争入札が取れるかどうかというのもまだちょっと検討ですので、仮に一般競争ということになると、市外業者も入ってくるという可能性がある。それはその結果によってどちらに落ちるかということになるので、今の段階では判断できないです。

○近藤委員

地元の建設業者もなかなか仕事が少なくて困ると言われると困るので、なるべく地元ができる部分では地元がやるというような流れをつくらせていただきたいなと思います。これは要望です。貯蔵施設についてはこれで質問を終わります。

次は、担い手支援の畑総事業分担金についてなのですが、これは御説明の中で、低コスト化と高品質生産を目指していろいろな事業をやるということなのですが、具体的にどの地域でどういうことをやるのかというのはわかりますか。

○吉田農政課長

やる事業内容につきましては、暗渠排水とか区画整理とか土層改良なのですが、ほとんどの地域は暗渠排水が入ると思いますし、一部、土層改良、区画整理も入ってくる形になりますので、どこの地域にどれだけの事業ということとはちょっと私のほうもまだそこまでは押さえていません。ただ、今、言ったように、やる内容としては、今、言った三つのことがメインだということです。

○近藤委員

わかりました。

この担い手支援畑総事業分担金、これまでたびたび補正予算等々で入ってきているような記憶があるのですが、ざくっと見て、この補助を

したことによる投資効果というのは、実際目に見える形で上がっているのかどうかというのは、市としてどのように認識されていますか。

○吉田農政課長

効果につきましては、委員も御存じのように、近年、湿害でかなり農作物が不作になっている状況の中で、やはりこの事業を使って、パワーアップ事業を使って、暗渠とかそういう配水管というのもやりますと、やはり透水性がよくなるので、おのずとやはり収量にも違いが出てきますし、やった農家とやっていない農家にはやはり大きな違いが出てきます。収量的に。

それは平成 20 年度で北海道でやった調査でも、作物別にやりますと、やはり 2 割、3 割ぐらいの増収になっているという話も聞いておりますし、やはり効果としてはかなり大きいというふうに認識しています。また、農家の方々も、ぜひこの事業を継続していただきたいというような思いです。

○近藤委員

市としての認識もわかりました。私も農家を歩いていて、非常に効果的であるという部分はいろいろとうかがっておりますので、ぜひ遺漏なく進めていただきたいなと思います。

最後、林業振興費の減額補正なのですが、これは具体的にどういう補助制度が対象外になって、何ができなくなってしまったのかというようなことについて。

○吉田農政課長

去年、森林組合のほうで補助事業を使ってやっていた事業内容は、作業道の維持修繕が施業実施区域内の明確化作業という形の、そういう作業を実施したのですが、この作業が全部対象から外れてしまって、新たなものは、かなり大きな機械を使ってやる作業的なものとか、そういうものがあるものですから、やはり森林組合としてこの事業をやるメリットがないという形になりました。また、今回、メリットがなくなったことと、もう一つは、すべての森林所有者との協定変更をしなければならないという部分も出てきて、また作業的なものもあるので、やはり今回はちょっと難しいという形で、森林組合となるべく何とかこの事業をできないかということで、ぎりぎりまで協議して、うまく利用の仕方がないかということで協議してきたのですが、最終的に

は森林組合のほうでどうしてもできないという形で、今回、全額減額補正になったという経過です。

○近藤委員

今の御答弁だと、森林組合はやらなくてもいいかなという認識でいるということで、そういうことでいいのですか。

○吉田農政課長

事業的にはやはりやりたいのですが、自分たちの気持ちではやりたいのですが、やりたい事業がメニューから外れているものですから。そして、新たに加わったメニューについては、なかなか森林組合としては手が出せない今の状況だということで、今回、減額補正という形に。

○近藤委員

森林組合としてやりたい部分を、では、市として何らかの形でというのは、今後考えておられるのですか。

○吉田農政課長

それにつきましては、また森林組合とも話しながら、また、今ある事業の中に国なりに要請して取り組んでもらうというようなことも必要だと思いますし、やはり地域の実情に合った補助制度的なものを国なりに要請していくのが第一かというふうに考えておりますので、その辺は森林組合と協議しながら進めていきたいという考えです。

○近藤委員

わかりました。終わります。

○佐々木委員長

そのほか。

○平賀委員

ちょっと戻りますけれども、麦類乾燥調整貯蔵施設について確認させていただきたいと思います。

供用開始は再来年度からということで間違いのないのだと思うのですが、まずそれでいいかどうか確認させていただきたいと思います。

○吉田農政課長

工事自体が平成 24 年度に始まりまして、完了が平成 25 年 3 月になります。したがって、平成 25 年産の麦の受け入れから工場が稼働という形に考えております。

○平賀委員

そこを確認させていただきました。

それから、これまであったものを統合してとい

うことになりますから、これまであったものはどうなるのかということも確認させていただきます。これまであったものについては、解体して更地にする、もしくは別の用途に使うのか、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○吉田農政課長

施設につきましては、基本的には、まず、秋まき麦の乾燥、貯蔵を東網走のほうに持っていくという形になりますので、北浜、昭和、卯原内の中にある一部の工場につきましては、閉鎖するところもあります。基本的には大麦に移行するか、小麦の種子、大麦の種子のほうに移行するかという形で転換をかけていきたいという部分もありますし、また、あと適化法の関係もありますので、施設自体がまだ補助残っている部分もありますので、いきなり壊すとか、そういう形のはまだ考えていません。ただ、今、言ったように、施設が古くなっている部分で、移行しながら、またそして集約するという形の使い方になるということで考えております。

○平賀委員

そうすると、まだ現在のところ、用途が決まっていない部分もあるという認識でいいということですね。

○吉田農政課長

はい。そのとおりです。

○平賀委員

その辺も含めて、当然、農協と協議されていくのだと思いますので、できるだけ残っている部分が、老朽化してどうしようもないものはやむを得ない部分もあると思いますけれど、使えるものはしっかり使っていただきたいなというふうに思います。

それから、この施設ができることで、先ほどの議論の中でも、相当、耐用性がよくなるのだということは理解したのですが、古い施設の兼ね合いの部分で、運搬だとかの関係、この道路の整備に関連して交通量がふえるということで、関連してそういうのが出てくると、そういうことはないのでしょうか。

○吉田農政課長

今のところ、道路整備とかそういうのは考えていません。特に話を聞いておりません。ただ、今まで、北浜とかそちらのほうで乾燥して、そして東網走のほうに持ってくるような形でやっていた

ケースもありますが、今回は秋まき小麦に関しては、東網走に全部持っていきますので、そういう意味では輸送のコストも安くなるというふうに聞いております。

○佐々木委員長

そのほかございますか。よろしいですね。

次の議件に移ります。

同じ議案第13号の、続きまして、港湾課所管分の補正予算につきまして、そして、繰越明許費についてもあわせて説明いただきたいと思います。

○酒井港湾課長

議案資料32ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度一般会計補正予算泊地整備事業について御説明いたします。

隣33ページに施行箇所を記載してございます。

補正の理由及び内容であります。この事業は当初予算で760万円計上しておりまして、第2ふ頭につきまして、水深不足の最も大きなことから5カ年で計画的にしゅんせつを行うことを計画しておりましたが、しゅんせつ船を近郊から回航しなければ事業ができない状況となりまして、また、水深確保されていない箇所を一度にしゅんせつする必要が生じてまいりました。さらに昨年11月に川筋地区の水深測量を行いました。航路に当たる網走川の河口の一部が水深不足であるということが判明したことから、航行の安全確保のためにこの箇所を追加してしゅんせつする必要が生じたことから、今回、追加補正を行おうとするものであります。

例年、維持しゅんせつは漁期に影響のない冬場にやっておりますが、今回事業量の増加に伴いまして、事業の年度内完了が見込めないことから、予算は繰越明許によって執行するものでございます。

補正額であります。歳出予算では、補正前の額760万円で、2,400万円を増額し、補正後の額が3,160万円となります。歳入予算では、市債で補正前の額570万円に対しまして、1,800万円を増額し、補正後の額は2,370万円となるものであります。

最後に繰越明許の内訳であります。補正後の額3,160万円を全額翌年度に繰り越すものでございます。財源の内訳は、市債2,370万円、一般財源790万円であります。

以上で終わります。

○佐々木委員長

皆様から何か質問ございますか。

○山田委員

港湾建設費補正予算ということなのですが、この意味というか、港湾のところの浅さ深さを定期的に調査されていると思うのですが、たまたまこれは何年かに一度とか、そういう基準みたいなものはあるのでしょうか。

○酒井港湾課長

何年に一度というものは特段決めていませんが、今回の第2ふ頭の水深測量の件につきましては、平成20年に行っておりまして、その後、逐次ダイバーさんを入れまして状況を観察しているという形を取っております。川筋地区につきましては毎年やっております。

○山田委員

このようにやっているけれども、ちょっとわからないのですが、1回調査した後に、何年かしたら底が浅くなっているところは、現象としてあるのでしょうか。

○酒井港湾課長

特に川のほうからの土砂の流入によって浅くなっているというのがありますので、気候変動等によりまして、ある程度の土砂の流入によって、既に浅くなっているということはあるのですが、そういう大きな変動ということは別ですが、あります。

○山田委員

わかりました。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

○近藤委員

港湾建設費の補正予算についてお伺いをしますが、箇所はこの位置図を見てわかるのですが、本来何メートル必要なのだけれど、どれくらい不足しているのかという数値を明らかにしていただきたいのと、今、課長の御答弁の中で、土砂流入という言葉がありましたが、この2カ所とも土砂流入が原因であるということは確定しているのかどうかというのを伺いたい。

○酒井港湾課長

第2ふ頭のほうにつきましては、規定の水深はマイナス7.5メートルでございますけれども、現況として、一部浅いところで6.7メートルから7.4

メートルのところがございます。それから、川筋地区のほうにつきましては、マイナス4メートルが規定の水深ですけれども、それに対しまして、3.8から3.9メートルのところがございます。

それから、土砂流入につきましては、特に川筋の下流のほうはその影響が特に強いのですが、流れの影響によりまして、第2ふ頭のほうにもそれは影響を及ぼしているというふうに考えられます。

○近藤委員

多分、土砂流入が原因だとすると、今後も定期的にしゅんせつはしなければいけないと思うのですが、原因をとめるということはできないのですかね。技術的に。

○酒井港湾課長

川からの流入ですので、原因をとめるというのはなかなか難しいのかなというふうに私自身考えております。

○近藤委員

わかりました。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

○平賀委員

1点だけ確認させていただきますが、川筋地区、毎年しゅんせつということだったので、以前、道の駅のときの議論で、毎年ではないような形のお話もあったのですが、結果的にこれは毎年やらざるを得ないというのが現状ということで理解していいですか。

○酒井港湾課長

実際に川の場合は、特に土砂の流入の影響というのは今までもあったり、頻度というのはやはり上がっているという状況です。

○平賀委員

そうすると、繰り返しますが、結果的に毎年になっていって、今後もやはり毎年やらざるを得ない状況が続くだろうということになってくる、そういう認識でよかったですか。

○酒井港湾課長

今回しゅんせつすることによりまして水深が確保されることになるのですが、そこが十分に確保されるということで、今回水深が取られれば、例えば、必ずしも毎年やらなくてもいいというふうには考えられると思います。

○佐々木委員長

そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、続きまして、補正予算以外に、地上デジタルテレビ放送中継局整備事業の繰越明許費がありますので、まず説明をいただきます。

○三島経済部次長

議案資料1ページ、補正予算の概要をごらんいただきたいと思います。

平成23年度一般会計繰越明許費の補正予算についてでございますが、2の繰越明許費中、7項目めの地上デジタルテレビ放送中継局整備事業についてでございます。

今年度における事業の完了が見込めないことから、事業費の全額221万9,000円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、ここで経済部、水産港湾部の所管分に関する補正予算について、議案第13号、原案可決するものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、原案可決すべきものとして報告をさせていただきます。

次に、議案第17号平成23年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算中、所管分について、債務負担行為についての審議をお願いいたします。まず説明をお願いいたします。

○河野水産漁港課長

それでは、平成23年度能取漁港整備特別会計の債務負担行為の補正予算につきまして御説明いたします。

議案資料2号、補正予算の概要2ページ目、3の債務負担行為の補正の表をごらんいただきたいと思います。

会計の欄の3段目に、能取漁港整備特別会計とございます。内容は能取汚水処理施設維持管理業務委託の契約で、今年度で終了します。それで、平成24年から平成26年の3年の契約になりました。その契約を平成23年度中に取り進めるという必要がありますことから、次の経費につきまして

債務負担行為として補正するものでございます。

債務負担の限度額は3年間で444万2,000円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長

皆さんから何か質問ございますか。

○平賀委員

関連して伺いたい、確認をしたかったのですが、今、さまざまな状況の中で、メガソーラーができてという問題も含めてという部分もあると思うのですが、恐らくメガソーラー設備が壊れると、そこに対するケーブルみたいなものをいろいろ敷設したりするのだと思うのですが、そういうところの経費とかというのは、地中の中を多分通すのだと思うのですが、何らかの負担のほうを、増資を求めたりすることはできるものなのか、そうではないのかということを確認だけさせてください。

○河野水産漁港課長

メガソーラーの設置する場所については、地下の埋設物等は一切ない部分ですので、そういった経費は生じないと思います。

○佐々木委員長

そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、議案第17号網走市能取漁港整備特別会計補正予算中、債務負担行為について、全会一致をもちまして原案可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第18号と議案第23号は関連がありますので、あわせて説明をいただきたいと思います。

○影近観光課長

それでは、議案第18号平成23年度網走市流水館特別会計債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

議案資料2ページ、上から7段目をごらんいただきたいと思います。

本件は、平成24年度4月1日から履行が必要となりますオホーツク流水館の管理委託契約につきまして、平成23年度中から事務を取り進める必要がありますことから、債務負担限度額を設定し、事務処理を行おうとするものでありまして、期間1年間で、限度額5,400万円にしようとするもの

でございます。

次に、議案第23号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案資料40ページ、資料4号をごらん願います。

本件は、オホーツク流水館につきまして、平成24年2月14日に開催しました指定管理者合同選定委員会におきまして、流水館設立当時から管理運営に関わっておりまして、現場におけるエージェント対応や流水館の設備・器具類の管理等に精通していること、流水館の管理運営に当たりましては、施設管理のほか、観光振興の視点に立ち事業を推進する必要があることから、その目的で設立しました網走市観光振興公社は流水館運営を通しての観光振興に期待が持てること、観光振興公社において、体制の見直しや人件費の圧縮、徹底した営業経費の節減等、抜本的な見直しを行うこととした結果、委託料の大幅な減額が図られる見込みであることを評価しまして、平成24年度の1年間につきましては、引き続き株式会社網走観光振興公社を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんから質問ございますか。

○平賀委員

これまでの指定管理者の選定の際には1年間ではなかったと思いますが、これまでは何年間だったのでしょうか。

○影近観光課長

指定管理期間は3年間でございます。

○平賀委員

ただいまの説明の中で、今回1年間になった理由の説明がなかったので、そのことの説明を求めたいと思います。

○影近観光課長

現在、市において流水館の建てかえの議論が進んでいることと、観光振興公社、今回、大幅な経営体制を改革する中で管理運営を行うこととしておりますけれども、今後の管理体制にまだ不確定な要素があるという部分もございまして、通常3年間の委託期間を単年度ごとの契約としたいと考えているところでございます。

○平賀委員

運営の内容に不確定な部分があるということで

ありますけれど、例えばですが、この1年間の指定管理者の最中に、経費が不足するのでさらに経費を補正に追加するだとか、そういうことも場合によっては考えられると考えていいのでしょうか。

○影近観光課長

委託料につきましては、契約の中で、大幅な増減が生じた場合については見直しをするということにはなっておりますけれども、現状の観光振興公社の予算見通しの中では、ほぼ収支の均衡が図られるのではないかとこのように考えておまして、現在のところでは補正等は考えておりません。

○平賀委員

わかりました。

そうすると、再来年度以降の運営がこの体制でできるかどうか不確定な要素がまだあるよという意味だというふうに理解していいのですか。

○影近観光課長

そのとおりです。

○平賀委員

理解いたしました。

それから、体制の見直しとか人件費の圧縮、営業経費の圧縮というのがあったのですけれども、それぞれ、まず聞いていきたいのですが、体制の見直しというのは、こういった形で体制が見直されたのでしょうか。

○影近観光課長

現在、観光振興公社は、社長以下、職員の体制を整えているところでございますけれども、社長が6月までの任期をもって退社をされる予定となっておりますのでございます。

それと、つけ加えまして、臨時職員を使ってその都度観光客に対応しているのですけれども、閑散期及び繁忙期、いろいろな時期がございますので、その都度、臨時職員の雇用の調整を図りながら対応しているというところでございますが、それをさらに体制の見直しに努めていくということでございます。

○平賀委員

そうすると、いわゆる管理職あるいは経営者に当たる方々の人件費の圧縮、それから、実際にそこで働く臨時職員の方々の雇用期間の調整で対応されるということで、営業経費は別ですけれども、そういう理解でいいのでしょうか。

○影近観光課長

そのとおりでございます。

○平賀委員

わかりました。

その状態でも、これまでの流水館の運営と変わらないような営業の継続ができるという判断をされて、この指定管理者に選定したという理解でよかったでしょうか。

○影近観光課長

全体的な経費縮減の中に営業経費の圧縮ということも当然入っているところでございますけれども、オホーツク流水館につきましては、当然ながら市の施設ということもございまして、その分につきましては、観光課としても支援をするといえますか、直接的にPR活動を強化する中で、同じような営業活動等、それから運営をしていけるといふふうに判断をしているところでございます。

○平賀委員

理解いたしました。観光部になってからの考えはどうなるか含めて、これからまたいろいろ議論していきたいと思いますが、今のところはわかりました。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

○近藤委員

流水館の関係なのですが、指定管理者として観光振興公社に1年ということなのですが、開会日に資料として観光振興公社の事業計画が出されておりました。多分その事業計画をもとに、市として、振興公社に1年やってもらおうという判断をされたということなのですが、私、この事業計画を読んでいて、率直な思いとしては、若干心もとないというふうに思っています。

まず、入館者数11万人というふうに見込んでいますけれども、これは多分最低水準の見込みだと思うのですが、市としては、あの事業計画、11万人を見込んでいるのを含めて、どういうふうを受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○影近観光課長

今後の収支の見通しにつきましては、過大な見通しをすることなく、健全な運営を図るということが必要だというふうに考えておまして、今年度の入館者の見込みが今のところ11万人ぐらいではないかということを考慮しまして、来年以降も、その最低数字、利益の部分というか、収入に

つながる部分を 11 万人と見込んで計画を立てているということで、その辺については、今後の経営について収支のバランスを図るという面から見ても、その辺で押さえていくのが必要なというふうに思います。

○近藤委員

その計画の中で、どういう事業をやりますかという項目の中で、海外向けのプロモーションであったり、パンフレットの製作であったり、各種イベントの実施であったり、いろいろ書いてはありますが、本当にお客さんと呼んでこようという熱のようなものは感じないのですよね。私自身は。読んでいて。具体的に、この 1 年振興公社でやることによって、流氷館は 11 万人しっかり維持できるというふうに判断した根拠というのは何なんですか。市として。

○影近観光課長

事業計画にありますさまざまな計画のほかに、振興公社は当然、長年にわたりまして流氷館の経営をしているという部分もございます。その営業活動をしているところでございますけれども、人とのつながりによりまして、エージェントにも個別の対応をしっかりとやっているという部分もございまして、実際のところ、個人利用客がふえている現状にはありますけれども、団体のツアー客が全体で 4 割ほどを占めているという現状を考えますと、その営業活動が入館者の増加といえますか、維持につながっているものというふうに考えております。

○近藤委員

今の御答弁であれば、6 割は個人という認識でいいのかと思いますけれども、私、流氷館がこのような状況になってしまった背景は何なのかといういろいろ考えると、やはり団体中心としたエージェントに営業をしてきて、観光バス 1 台引っ張ってきて何人というやり方を長年してきてしまったことにすべての問題点があると僕は思っています。ですが、これからは個人客と市民をどれだけ引っ張ってこられるかという戦略が必要だと思うのですけれども、そのあたり、あの事業計画の中に盛り込まれているというふうに認識していいのでしょうか。

○影近観光課長

事業計画により具体的な部分を書いていなかったかと思うのですけれども、市との連携のもとに

安近短対策ということで、もちろん個人客にターゲットを絞りまして、近隣の、道東の大きな都市に対して、フリーペーパーを活用して入館を呼びかけるという P R を行っておりますし、管内でも、夏休み、冬休みについて、いろいろな教室、例えば、クリオネをつくるですとか、館内に絵をいろいろ張っておいて、それを探すとソフトクリームをプレゼントするですとか、そういうような試みもしております。また、販売収入といえますか、そういうところの部分もございまして、営業する、売る商品の拡大に努めているという部分もございまして、そういった面では、個人客に対する対応もしているところだというふうには考えております。

○近藤委員

ぜひ市も当然かかわっている、大株主としてかかわっている施設でありますので、まずこの 1 年しっかりと 11 万人という目標を維持、最後上乗せできるように努力していただきたいと思います。

建てかえの議論も今進んでいますので、この 1 年、本当に背水の陣という動きでやっていただかないと、そもそも流氷館なんか要らないという市民世論が出てきかねないと。私は危機感として。私自身は流氷館は網走に必要な施設だと、展望台も含めて必要な施設だと思っていますので、市の皆さんにも頑張っていただきたいと思ひますし、観光振興公社の皆さんにも頑張っていただきたいと思ひますし、私自身もお手伝いできることはさせていただきますなと思ひております。

以上です。

○佐々木委員長

そのほか質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、議案第 18 号、第 23 号に関しましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 32 号、第 33 号に移りますが、これも関連がありますので、あわせて説明をお願いいたします。

○河野水産漁港課長

議案第 32 号及び議案第 33 号について御説明いたしたいと思ひます。

議案資料は 69、70 ページ目、資料 15 号をごらんいただきたいと思ひます。

初めに、議案第 32 号新たに生じた土地の確認についての概要でございます。

本件につきましては、平成 22 年 9 月にこの市議会の議決をいただき、能取漁港地区の漁港施設用地として利用するため、網走市字能取 244 番地の 9 に隣接する公有水面埋め立て地で、面積は 1,799.46 平米でございます。国が行っておりました当該水面の埋め立てが平成 23 年 12 月に竣功いたしましたので、新たに生じた土地として、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認しようとするものでございます。

次に、議案第 33 号網走市字の区域の変更についての概要でございますが、ただいま御説明いたしました新たに生じた公有水面埋め立て地を、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字能取に編入しようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○佐々木委員長

皆様から質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

それでは、議案第 32 号、第 33 号に関しまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、請願 3 件、継続審査となっていたものですが、この請願 3 件について審査したいと思います。

まず、請願第 4 号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書提出についての請願。これは昨年 6 月 24 日と 12 月 19 日に継続となったものでございます。

○平賀委員

請願第 4 号につきましては採択でお願いしたいというふうに思います。最低賃金の改善というのは、やはり生活を守るという意味で大事なことだというふうに思います。労使双方が国のレベルでも一定程度同意をしながら、これについては進んでいないと理解しておりますけれども、しっかりと、地方にとっては、地方で暮らす方々が必要な賃金の確保を求めていくことが議会として必要なことだと思っておりますので、採択ということをお願いしたいと思います。

○佐々木委員長

そのほか御意見ををお願いいたします。

○近藤委員

この間、使用者側の経済状況含めてなかなか難しいだろうということで継続という形に、表明させていただいていましたが、基本的にこの国の経済状況はその後が変わっていないということで、私は継続をしていただきたい。継続というか、今回採択されなければ廃案にはならないか。

ちょっと私の問題意識としては、願意としてはよくわかるのですけれども、やはり最低賃金法を読んでも、地域における労働者の生計費を見なければいけないという文言とともに、通常の事業の賃金支払い能力も考慮すべきだということも書かれていますので、そういう点では、まだまだ北海道の、また網走の経済状況を考えれば、大幅な改善というのは極めて難しいだろうというふうに私は思っております。

○佐々木委員長

そのほか意見はいかがでしょうか。

○平賀委員

改善が必要だということでは共通の理解が、今、得られるかなというふうに思ったのですけれども、請願は請願として採択していただいて、大幅なという部分に抵抗があるのであれば、改善を求めるという形で文言の整理をするということには、場合によってはありではないのでしょうか。繰り返しますが、地域で暮らす方々の賃金を生活を維持するために必要な部分の増加を求めていかなければならないということは、流れとして私は変わらないのだというふうに思います。確かに近藤委員がおっしゃるとおり、企業の経営ということもありますが、ただ、購買層であるという労働者の方々が圧倒的に多いということを考えると、やはり地域に回るお金がふえるということがやはり大事、歩を進めなければならないのだと思います。

また、ここには書いてありませんけれども、そういったことを進めていくのであれば、政府としても中小企業に対しての対策は打っていくということは考えとしてありますので、まず、ここはしっかりと地域として最低賃金の改善を求める必要はあるということで採択をしていただきたいということがあるので、お願いしたいということです。

○佐々木委員長

そのほかの委員の意見はいかがでしょうか。

○七夕委員

私はこの件に関して言ったら、最低賃金というのは、それはある程度セーフティネットとして必要なものとは実感しています。ただ、今、当市においても、零細企業とか、そういうところも多いということで、賃金を上げるということは、今後、民間企業の圧迫につながる可能性がある。だから、今、ここは検討すべきことではないかなと。その分何かで国としてやっていただければそれもありかなと思うのですけれども、今の現時点ではちょっと判断がつかないということで継続でお願いしたいと思います。

○山田委員

私は中小企業の経営者と、それから従業員の環境という、大幅な賃金を上げることによって、その分コストを下げなければいけないということで雇用が続かない可能性がある。要するに、今、現状、非常に厳しい状況であるのであれば、現状そのままにしておいて、雇用を守ることを優先したほうがいいということで、継続ということでお願いしたいと思います。

○佐々木委員長

では、採択よりも継続という声が多いものから、この請願第4号につきましては継続したいと思います。

次に、請願第5号J R三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書提出についてを審査願いたいと思います。

○平賀委員

これについても以前から採択でお願いをしているところであります。

いわゆる三島会社の経営状況が、それぞれ差異はありますけれども、決して順調なものではないというのが私はあるのだと思いますし、特に我々の地域の北海道についてはさまざまな環境の変化も近年著しいのだらうというふうに思います。それは報道や実際の事故の多発を受けて明らかなのだらうと。もちろん経営側のさまざまな責任だとかそういったこともありますけれども、経営の状況がやはり厳しいから起きている側面もある意味あるのだらうというふうな感じもしています。

そういった意味で、こういった税制特例は続けていく必要があると思いますので、採択ということでお願いしたいと思います。

○山田委員

ここでお聞きしたいのですけれども、だれとい

うことにはならないのですけれど、昨年12月12日にJ R連合政策ニュースの中で、閣議決定した税制改正大綱の中で、恒久化ではないのですけれども、このことについて、税制が減免する特例措置は固定資産税で5年間延長で、軽油引取税は3年間延長されたと。大勝利であるようなことを宣伝してありましたが、そういった意味で今のところは目標が達成されている部分があると思います。恒久化については、経営が悪いからどうのこうのと言っていましたけれど、この前の審査で近藤委員が経営の内容を見たらそんなに悪くないのではないかというようなこともおっしゃっていました。

そこで、もちろん僕らはこれについても継続でやっていただきたい。連合のニュースの中では大勝利だったということで、それでいいのではないかというふうに思いますけれども。

○近藤委員

今、山田委員のお話があったように、もう政府税調で5年延長が決まっている話なので、請願そのものの内容は既に政府として動き出しているの、改めて意見を上げるという必要はないのではないのかと私は思うのです。

○佐々木委員長

では、近藤委員は不採択ということで。

○近藤委員

そうですね。はい。

○佐々木委員長

七夕委員はいかがですか。継続ですね。

○七夕委員

はい。

○佐々木委員長

では、皆さんの意見はそれぞれ採択、継続、不採択という声が出ておりますので、全会一致をもって可決すべきものですので、全会一致でなければ採択でということになりませんので、これは継続という形で処理したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐々木委員長

次に、請願第15号泊原子力発電所1、2号機の再稼働反対とプルサーマル計画中止を求める意見書提出についての請願について、皆さんの御意見をお願いしたいと思います。

○平賀委員

泊原発については再稼働に反対する声がやはり大きいのだと思います。これは道内それぞれの地域によってはもちろん温度差はあるのでしょうけれども、そういう声は大きいと思います。即とめられるかどうかという議論は別として、再稼働するということについては、私は今の現状では認められないのだろうと。今の北電やら国の説明では、認める形にないのだろうというふうに思っています。

それから、プルサーマル計画ですけれども、これまでプルサーマル計画、要するに核燃料のリサイクルの関係で 18 兆円という税金が使われているのですけれども、回収された燃料は 18 兆円を投資したのにもかかわらず、9,000 億円だというのが国の原子力委員会のデータで出ています。つまり、経済的にもプルサーマル計画というのは既に採算が取れるものではないというのがはっきりしていますので、これについても計画は危険度も含めて中止すべきだと思いますので、採択というふうに思います。

○佐々木委員長

そのほかの方の意見はいかがでしょう。

○近藤委員

内容そのものは私は全くそのとおりでと思います。それは個人的にも原発に依存しない世の中をつくっていくのだと思っているのですけれども、この請願の書き方ですと、すぐやめろというニュアンスになってしまっていて、段階的に原発依存社会から離脱をしていこうと。そして、資源エネルギーを使っていこうというような書き方にできるのであれば、採択してもいいかと思うので、ちょっとこの書き方だと現実的にはなかなか難しいというふうに思うので、そこは調整をしていただきたいというふうに思うのですが。

○佐々木委員長

調整ができればこれについては採択してもいいと。

○近藤委員

はい。採択してもいいですけど、この文にこだわるのであれば継続ですね。これでないとダメだということであれば。

○七夕委員

我々も同じです。

○佐々木委員長

七夕委員、山田委員、近藤委員、3 人は意見は

一緒と。願意はわかるけれども、この文面ではちょっと難しいのではないかと。

○栗田副委員長

僕はまたちょっと違って、もちろん状況は日々刻々と変わってきています。現状を今現在の言い方をすれば、再稼働の方向で国は動いています。それは当然、これから夏の電力需要、いろんなことをしたときに、やはりどこかで総理が英断を下すという時期が来るのだろうと。もしそれをやらないとするならば、現在の動いている発電施設がかなりの負荷を生じて、万が一トラブルを起こしたときには、経済的な大きな損失が、ことに限って言えば、発生する可能性が高くなります。そういう状況を考えたときに、もちろんプルサーマルうんぬんは、状況の中では当然これから推進するというのは間違いではあるのですが、全く今すぐ再稼働を認めないで、完全なエネルギー転換をできるかということ、現実にはできないです。それをもっと理解をして徐々にやっていく。そういう意味からすると、近藤委員の意見が適切だと思うのですが、僕は内容的に見たときに、どうも極論ばかりが出てきて、現実に沿ったしっかりとしたことが入っていないような気がして、僕はこれに関しては継続で考えております。

○佐々木委員長

意見が分かれているのですが、今、3 人の委員から願意はわかると。それで文面を、例えば、一部削除とか一部採択という考えということなのか、全く文面的に整理しなければいけないのか、どうなのでしょう。

○近藤委員

文面は全く整理したいと思います。採択するのであれば。ただ、今、栗田副委員長が継続というふうにおっしゃっているので、全会一致にならないというふうに思います。

○佐々木委員長

そうですね。では、継続という声がありますので、この請願に関しましても継続ということで決定したいと思います。

経済部、水産港湾部の中で、最後に要請 1 件が新たに付託されております。脱原発を求める意見書の提出要請についてということで、この件につきましては、民主市民ネットから要請がありまして、3 月 2 日開催の議会運営委員会において、当委員会に付託されたものでございます。

○平賀委員

先ほどの請願とも一部重なる部分もあるかと思いますが、民主市民ネットから出させていたいただいた要請でありますので、私から説明いたしますが、泊原発の再稼働の是非については、先ほど申し上げたように、かなり道民の皆さんも不安を抱いているのは事実だと思います。それに対する説明も十分ではないのだろうというふうに思っています。ですから、きちんとした説明責任を行ってほしいということでありまして、原発を稼働する稼働しない、どちらか決めるにしても、きちんと道民の声を聞いた上で判断をしてほしいということ。それから、当然であります、できるだけ早い時期に脱原発を実現してほしい。そのためには代替エネルギー、新しいエネルギーの開発を積極的に行わなければなりません。これは国も含めてやらなければならないことで、新エネルギー開発にかかる予算はあまりにもこれまで原子力の開発予算に比べて少なかったということがありますから、そういった意味でしっかりした取り組みを行ってほしいということ。それから、北海道電力ももちろんですが、さまざまな研究機関、大学だとかと連携を深めながら、脱原発をどうすれば早くできるかということを産官学が連携して取り組んでほしいということを求める意見書でございますので、要請でありますので、ぜひ採択をしていただきたいというふうに思います。

○佐々木委員長

他の意見は。

○山田委員

脱原発を求める意見書ということは、これは内容的には非常にいいというふうに思っております。ところが、ちょっと平賀委員にお聞きしたいのですが、この民主市民ネットというのは、民主党政権で総理も出しているグループだというふうに思っています。その中で、ブルサーマルも含めて脱原発というのは、ここで意見書等を上げるよりも直接言ったほうがいいのではないかと思います。内容はいいですが、なぜここから出るとかという。内容はいいですが、なぜなのかなと。

○平賀委員

本来は委員長にお答えいただくような気がするのですが、ここは議会ですから、政党で我々要請を出しているわけではないですね。会

派として要請を出させていただいていますので、政党としての立場でやっていくことではないので、そこはしっかりと区別をつけていただく必要が出ると思います。

○山田委員

それはちょっと理解できない言葉なのですが、内容については、採択という形でこれは賛成として。

○佐々木委員長

では、山田委員は採択ということによろしいのですか。

○山田委員

採択はいいけれども、おかしいなと思って。

○佐々木委員長

そのほかの委員の意見はいかがですか。

○近藤委員

実は私も山田委員と似たような素朴な疑問を感じてまして、この間、民主党政権は相次いで原発再稼働を表明しています。野田総理大臣は3月3日に海外メディアのインタビューに対して、安全と認めている原発の再稼働にも全力で自治体の説得に乗り出しますというようなことを表明されていますし、4日は細野原発担当大臣が再稼働は必要だというふうに表明されていると。民主党としては再稼働に向けて大きくかじを切ったと私は認識しておるのですが、会派として民主市民ネットから出されているということで、当然民主党員の方もおられるというふうに認識しておりますが、その整合性をどういうふうにするのかと。要は、平賀委員は政党と会派は違うのだというようなことをおっしゃられましたが、私はこの意見書をもし採択した場合に、市民の皆さんに説明するときちょっと難しいですね。それはどういうことかということ、民主党政権はやろうとする。だけど、民主党の地方支部とかかわり合いのある会派からは脱原発の意見書が出てきている。それを採択したと。これはどこに意見があるのでかというふうに聞かれたときに答えきれないですね。

○平賀委員

至極簡単なお話でございまして、なぜかということ、政府がそういうことを言っているのでありまして、民主党がそういう方針を固めたということではありません。そういうことではないです。政府がそういうことを発言したということで、民主

党として、（発言する者あり）また、地方の考え方をこれは言っているのであって、中央の政府がどういう考え方を持っている持っていないということではないですね。あくまでも我々としてこういう方向性を進めていくことが必要だということで要請をさせていただいているということです。

○近藤委員

網走市議会としてどうしようという意思表示をすべきなんだという声も届いていますけれど、まず一義的には同じ政党内できちんと議論をして、地方組織からここまで声を上げたけれど、中央で、ここで拒まれてしまったというのを明らかにしていただかないと、私はちょっと乗れない。この意見書については。

○佐々木委員長

七夕委員はいかがですか。

○七夕委員

同じです。

○佐々木委員長

そうしますと意見が、脱原発という点では全員一致するのですが。

○平賀委員

過去の議論を近藤委員は多分御存じないので、一応、意見を一言だけ申し上げておきますが、これまで提出者がどこだからという理由で、意見書だとか請願だとか、あるいは要請だとかが採択になるとか不採択になるとかはしないのですね。どこが出したかということが理由で。大切なのは私は中身だというふうに思っています。これは民主市民ネットとして議会に対して要請をしているものでありまして、採択をされて意見書が提出されたならば、それは議会として出したものになります。決して民主市民ネットが出したものということには最終的にはならないのですね。ですから、もう一度そこは中身で精査をしていただきたいと思います。例えば、これが別のところから出てきたら、恐らく近藤委員の今の疑義はなかったのだと思いますけれども、あくまでもここは中身を議論をする場だというふうに私は思いますので。その点はもう一度理解をいただきたいというふうに思います。

○近藤委員

採択した場合は議会の意見になるというのは私も理解します。それで、採択した責任というのは私たちは伴うわけなのです。議会に。そのとき

の説明責任も伴っているのですよ。その説明責任というのはどこから出てきたかも含めて説明しなければならぬわけです。ですので、どこから出たか関係ないというのは私はおかしいと思います。

○佐々木委員長

意見がちょっと平行線をたどっておりますので、脱原発という点では、当市議会としては脱原発の方向性を持っていると思うのですが、今、言ったように、議会の説明責任という点でいきますと、意見の一致を見ないという点では、本件は継続をせざるを得ないのだと思いますので、要請につき、脱原発を求める意見書の提出要請は継続と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○佐々木委員長

経済部、水産港湾部に関してはここまでですので、理事者の入れかえをするのですけれども、その前にその他何か理事者側からありますか。

○山田委員

最後にサンゴ草問題については、今、冬ですから何もしないと思いますけれど、昨年12月までの間の中でどのような形になったかお聞きしたいのですけれども、経過をお聞きしたいと思います。

○影近観光課長

経過ということでございますけれども、12月の定例記者懇ですとか、一部議会に対しても説明をしているところでございますが、昨年発生しましたサンゴ草の生育不良の問題につきましては、東京農大、これは議会の議決も得まして、9月の議会の議決を得まして、補正をいただきまして、東京農大のほうに原因調査の委託をして、継続してやっていただいているところでございます。

直接的な再生事業としましては、原因がまだ不確定ではございますけれども、土砂が酸性に変わったというところがございまして、その土砂の撤去がまずは必要だという判断から、市内、市民の方、それから関係者、関係団体の方、それから網走開発建設部の協力によりまして、11月に、委員も手伝っていただいたと記憶しておりますけれども、市民の方と地域の皆さんに11月に播種、それから土砂の撤去等を行っていただきまして、その後、建設クラブ等の協力によりまして、一部土砂の撤去、それから攪拌、それから播種をした状

況にあります。最終的には、12月14日におよその土砂の撤去が終わりまして、再生に向けて第一歩が踏み出されたというところでございます。

ちょっと済みません、日までちょっと覚えていないのですが、先月、網走市と、それから東京農大と、それから卯原内町内会、卯原内観光協会の4者で設立しております網走市能取湖サンゴ草再生協議会の中で、東京農大からの原因調査の報告を受けております。ただ、この部分については、中間報告ということで、最終的な報告まで至っていないということもありますけれども、来年度に向けての事業の計画もその部分で決定をしたところでございまして、来年度につきましては、サンゴ草の再生事業を行った結果をもとにして、それを注視しながら作業を進めていくということとしているところでございます。雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。

○山田委員

もうちょっと突っ込んでお聞きしたいのですが、一応その流れについては僕らも大体知っていて、先月のことはちょっとわからないのですが、東京農大に調査費を、お金のことを言っでは申しわけないですが、やった中で、サンプルを取って農大の中で調査というか、生育ができるかどうかといったような、具体的なものは農大ではしていないということでしょうか。

○影近観光課長

今、委員おっしゃった生育調査についても、専門家の方がやっております。

○山田委員

まだ時間が足りないから、どうなっているかということはわからない段階ですね。

○影近観光課長

いろいろ調査をしている中では、塩分濃度ですとか、それから温度ですとか、そういうものによって生育の違いというのは現れておりますけれども、まだ期間が、調査期間が短いということもありまして、最終的な結果報告ということにはなっておりません。

○山田委員

わかりました。

○佐々木委員長

よろしいでしょうか。

○平賀委員

一応、所管委員会、議案の審査をする委員会で

はないですけども、きのう、総務文教委員会で観光部の設置について議論があって、そのことについて所管委員会でちょっと触れたほうがいいと思いますけれども、いいですか、委員長。

○佐々木委員長

よろしいですよ。

○平賀委員

基本的なことを確認させていただきたいのですが、観光部が設置されたことで、所管する事業というのは、今現在の予算関係資料の中で、観光課が所管する事業すべてがそうなる。ほかには所管になる部分はないという理解でよかったですでしょうか。

○影近観光課長

今、お話があったとおり、観光課所管の部分については、観光部を設置したとしても、すべて同様に事業を推進すると、所管になるというふうに考えております。

○平賀委員

それ以外の事業、今、経済部が持っているものが、所管替えて観光課以外の所管のものが観光部の所管になるものというのは存在しないという理解でいいのでしょうか。

○井上経済部長

そういう認識はありません。

○平賀委員

所管になるかもしれないということでしょうか。

○井上経済部長

いいえ。

○佐々木委員長

観光課のものしかないということですよ。

○井上経済部長

今の観光課のものの範疇というふうに認識をしています。

○平賀委員

そこは理解をさせていただきました。

きのうの議論の中では、企画立案機能の強化を業界の方々も望んでいたもので、この部を新たに設置するのだということがあったというように思います。全体的な意見交換の中でそういったことがあったということで、副市長からもお話があったのですが、観光部を設置することによるメリットはどのようなものがあるのか。それから、デメリット

も考えられると私は思っていますが、どのようなものをそれぞれ想定しているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○大澤副市長

きのうもいろいろ議論ありましたが、現在の観光課の現状は、委員も御承知だと思いますけれども、どちらかというと、イベント等のルーティンワークに追われているというか、その業務が増大しているということもありまして、観光振興といましようか、誘客を図るといまいましようか、そういった全体的なことでの戦略を検討するというところで言えば、若干その辺のところが低いのではないかというふうに認識しております。

それを人員を含めた部の体制にすることによって、その部分を充実させていきたいというのが願ひでありますし、メリットは、人員を含ますることもそうですし、それから、現在行っています業務内容の見直しもあわせてしておりますので、そういった部分では、そういう課題に対応できるような体制づくりをしていきたいというふうに考えています。

デメリット的なことというのはあまりないのかなというふうには思っておりますけれども、独立した部になりますので、横の連携という部分では、今までもいろいろな事案に対しては、関係する部なり課なりと連携を取りながら仕事を図ってきておりますけれども、今回、観光課を独立させることによって、そこが一つの、そこで完結してしまうようなことはいいのですが、いろいろまたがるものについては、これまで以上にそういった連携は図っていかねばならないというふうに考えております。

○平賀委員

観光専門の部を設けている都市というのは、函館を含めて幾つかあるのですけれども、その中で出てきているものは、今、副市長がおっしゃったとおりで、一つの部にしたことによって、それぞれのまたがるものの連携が、今まで経済関係のセクションでだったのでもううまく行っていたのだけれど、部が分かれることでうまく行かなくなったものがある。あるいは、お客さんに来ていただいでものを買うということを考えると、そこは実は商工の政策であったので、観光部がやるとなかなかうまく行かなかっただとか、そういったことがあるという事例が上がってきています。それか

ら、専門セクションができることによって、観光協会という民間組織との連携が密になるということが当然あるのですけれども、その反面、どちらが担当するのだろうというふうなことがあいまいになってしまって、なかなか事業が進まなくなるというデメリットも実はあるのだということが、観光専門の部を設置をしたところからの多くの意見として出てきているところなのですね。つまり、実はメリットよりもデメリットが案外多いのだというのが、観光専門の部を設置している他都市の状況ではあるのです。

私が申し上げたいのは、だからといってそれでやめたほうがいいとかそういうことではなくて、そういったデメリットの部分がどういったものがあるのかということを中心に調査をした上で進めていかなければ、狙っているところがうまく達成できないのではないかと。つまり、恐らく狙っていらっしゃるのは、観光の事業の企画立案というよりは、観光戦略の企画立案なのだろうと思うのですよね。その部分の事業をきちんとできるようにするためには、そういったデメリットの部分をもう少し調査しながら取り組む必要があるのではないかというのはいかがでしょうか。

○大澤副市長

委員おっしゃるとおり、部を設置することによって、業務に支障が出たり、孤立したりというようなことになるとすれば、それはまさしく本末転倒の話ですから、私はそういったことはないというふうに思っておりますけれども、観光協会だとかホテル旅館組合その他観光施設等々のしっかり連携を図りながら、当然、将来的には、先ほどもちょっと話が出ましたが、メガソーラーの点についても、経済部、それから水産港湾部、企画総務部という部の連携の中では誘致に成功したという事例等もございますし、これからますます利用者に対するニーズだとか、各部各課にまたがる案件というのは当然多くなってまいりますので、その辺の連携はしっかり取っていききたいというふうに思っています。

○平賀委員

わかりました。観光部の運営の仕方だとか、そういう動き方については予算審査特別委員会の中で詳しく詰めていきたいと思います。いずれにしても、いい形の中で滑り出していきたいというふうに思って、質問を終わらせていただきます。

す。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

○近藤委員

またちょっと違うその他の質問なのですが、昨年 12 月議会、委員会の際に、平賀委員からパアッとクーポンの取りまとめを教えてくださいという質問があったと思うのですが、その後、パアッとクーポンは多分終わったと思うのですが、最終取りまとめはどんなあんばいになったのでしょうか。

○影近観光課長

パアッとクーポン事業のクーポン券の扱いなのですが、市内利用店、今聞いているところでは、相当数回って使用されたということを聞いているのですが、最終的にそれを取りまとめして、実績報告が出てくるという段取りになるのですが、ちょっとその部分の精査がまだ完了していません。ただ、近日中に観光協会のほうから資料の提出があるというふうに聞いておりますので、その提出があった中で明らかにしていきたいというふうに思っております。

概要についてはありますけれども、最終的な精査というか、その数字がまだ来ておりません。

○近藤委員

市としては、あの事業が成果を上げたかどうかという判断もまだしかねる状況にあるということですか。

○影近観光課長

パアッとクーポン事業の進ちょく状況といたしますか、そういうものについてはやはり報告をその都度受けておりますので、概要については押さえているところでございますので、市としては、今のところは効果があったというふうに考えております。

○近藤委員

ぜひ早い段階で最終取りまとめを明らかにしていただきたいと思います。

あと、最後に、国際チャーター便の誘致に関連して、この間、台湾の復興航空とかエバー航空などが北海道の地方空港にチャーター便を増強しますというような意思表示をしているのですが、必ずそのときに具体的に空港名を挙げられるのが函館、旭川、釧路、帯広なのですね。なぜか女満別は抜かれているのですが、これについては

どういうふうにお感じになられていますか。

○影近観光課長

委員御承知のように、海外からの観光客の誘客率が非常に大切だというふうに考えておりまして、従前から東アジアを中心とした観光プロモーションを積極的に行っているという現状の中で、女満別空港が名前に上ってこないというのが非常に残念ですし、遺憾だというふうには思っております。

ただ、出た現状としては、例えば、昨年実施をして国際チャーター便として実施しております日本航空ですとか、そういうところのその分も含めたアウトLOOKといたしますか、招聘事業の際には積極的に向いてPRを行っておりますし、つい先日は、網走で昼食を取るという招聘事業がございまして、そこに復興航空の担当者の方も来られるということもありまして、直接向いてお話をしたりしてPRをしているので、そういうことでは、ぜひ女満別のほうにチャーター便を飛ばしていただきたいという観点から、PR及び接触する機会を積極的に設けているというところでございます。

○近藤委員

積極的に誘致したいというのはまさにそのとおりなのですが、なぜ女満別抜きになるのかという原因をきちんと把握する必要があるのですが、それは市としてどのようにお感じになられているのですか。

○影近観光課長

やはり中国も、それから台湾も含めてなのですが、買い物をするというところがまず外せないことを聞いておりまして、札幌がまず一番目になるというふうに聞いているところでございます。そういった観点から、まず札幌を中心としたところと、それから知名度といたしますか、函館、道南の部分というのがちょっと優先をされているのではないかなというふうには感じているところでございます。

○近藤委員

これから国際チャーター便を誘致するための戦略が絶対に必要なのですが、なぜ女満別抜きになるのか、もう少しはっきりした根拠を把握する必要があると思うので、そこをしっかりとやっていただきたいなど、私も個人的には勉強します。よろしくをお願いします。

○佐々木委員長

そのほかございませんね。

では、ここで理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○佐々木委員長

委員会を再開いたします。

建設部、水道部所管分の議案 5 件について審議をいただきたいと思います。

まず、議案第 13 号につきましての土木管理課所管分の 2 件について説明をいただきます。

○鈴木土木管理課参事

平成 23 年度網走市一般会計予算のうち、道路橋梁費除雪事業及び除雪作業車管理事業の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料 31 ページをごらんください。

平成 23 年度の除雪事業及び除雪作業車管理事業につきましては、例年より降雪及び積雪数が多い状況であり、除雪作業につきましては、昨年より多く出動している状況であります。今後、除排雪作業、車両の借り上げ及び滑り対策の原材料の不足が見込まれる状況とともに、除雪出動の回数が多い分、直営車両の燃料費の不足が見込まれるという状況であります。

そのため、除排雪作業に係る車両借り上げ費用分として 5,300 万円と路面凍結の滑り対策の原材料費分として 600 万円、合わせて道路橋梁費の除雪事業として 5,900 万円補正し、補正後の額を 2 億 2,242 万円とするものです。さらに直営車両の燃料分として、道路橋梁費の除雪作業車管理事業として 600 万円補正し、補正後の額を 2,711 万 1,000 円とするものです。

財源内訳につきましては、一般財源となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんから質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

ないようですので、次、建築課所管分の 1 件について説明をいただきます。

○松浦建築課長

平成23年度一般会計住宅管理費市営住宅維持修

繕事業の補正予算について説明させていただきます。

議案資料 36、37 ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容でございます。社会資本整備総合交付金におきまして、公営住宅の家賃減免事業への配分があったことによりまして、この財源を補正するものであります。

内容としましては、補正額としまして、国庫補助金 1,171 万 8,000 円を歳入として、公営住宅家賃減免事業交付金へ。また、同額を繰入金から減額するものであります。

歳出につきましては、同額を基金繰入金から減額するものであります。

なお、詳細につきましては一覧表のとおりであります。

以上です。

○佐々木委員長

皆さんで質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、次に、都市開発課所管分の補正予算 1 件については、繰越明許費についてもあわせて説明をいただきたいと思います。また、補正予算以外の繰越明許費 3 件についてもあわせて説明をいただきたいと思います。

○石川都市開発課長

それでは初めに、平成 23 年度一般会計道路災害復旧費補正予算、財源補正について御説明いたします。

議案資料 2 号の 38 ページでございます。

本事業は昨年 9 月の大雨によります道路等の災害復旧事業であります。

補正の理由及び内容でありますけれども、本事業のうち、第 2 天都山線の災害復旧事業は補助災害復旧事業として、第 3 回定例会におきまして追加補正を行い、11 月に現地査定を受け、その後、査定決定内容に基づきまして実施設計を行い、工事費が確定したことに伴い、国庫負担金が減額となり、財源補正するものであります。

補正額でありますけれども、歳出では、事業費 1,770 万円の財源、国庫負担金を 240 万円減額し、市債を同額増額するものであります。歳入では、災害復旧国庫負担金で補正前額 1,200 万円に対しまして 240 万円を減額し、補正後の額が 960 万円で

す。災害復旧債で、補正前の額270万円に対しまして240万円を追加し、補正後の額が510万円であります。財源補正につきましては以上であります。

次に、平成 23 年度一般会計繰越明許費の補正予算、都市開発課所管分 4 件について御説明をいたします。

議案資料 2 号 1 ページの第 2 表をごらんください。

初めに、道路橋梁新設改良費潮見団地線歩道整備事業であります。

本事業は駒場地区潮見小学校通学路の歩道整備事業であります。

補正の理由・内容であります。工事の実施に伴う北電柱及び N T T 光ケーブルの移転に不測の日数を要したため、年度内に事業の完了が見込めないこととなり、事業の一部を翌年度に繰り越すものであります。

繰越明許費の中ではありますが、本年度事業費 6,402 万円のうち、工事費 3,276 万円を繰り越すものであります。

次に、道路新設改良費鱒浦 1 丁目 1 号線の歩道整備事業であります。

本事業は、つくしヶ丘地区南小学校通学路の歩道整備事業であります。

理由及び内容であります。国の公共事業費の 5 % 執行猶予解除により、事業促進のため、第 4 回定例会におきまして追加補正を行なったところであります。年度内に事業の完了が見込めないため、事業の一部を翌年度に繰り越すものであります。

繰越額であります。本年度事業費 7,294 万 5,000 円のうち、工事費 2,900 万円を繰り越すものであります。

次に、街路事業費 3・4・8 西山通整備事業であります。

本事業は、潮見地区都市計画道路 3・4・8 西山通の市道部分の拡幅改良による街路整備事業であります。

理由及び内容であります。工事の実施に伴う工作物の移転補償交渉が不調に終わりましたことから、年度内に事業の完了が見込めなくなり、事業の一部を翌年度に繰り越すものであります。

繰越額であります。本年度事業費 9,080 万円

のうち、用地費及び補償費 95 万 5,000 円を繰り越すものであります。

次に、道路災害復旧費、第 2 天都山線災害復旧事業に係る補助等災害復旧事業であります。

本事業は昨年 9 月の大雨による道路等の災害復旧事業であります。先ほど説明をいたしました。11 月に現地査定を受けて、その後、査定決定内容に基づく実施設計を行い、工事費が確定したところであります。年度内に事業の完了が見込めないため、事業の一部を翌年度に繰り越すものであります。

繰越額であります。本年度事業費 1,770 万円のうち、工事費及び需用費 910 万円を繰り越すものであります。

説明は以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから何か質問はございますか。

○近藤委員

繰越明許費の 3・4・8 西山通整備事業の件で、交渉が不調で終わったので繰越明許という話なのですが、年度をまたげばやれるという前提でいいのですか。

○石川都市開発課長

補償の不調と申しましたけれども、内容ですが、住宅 2 件の土どめ擁壁の補償でございまして、住宅の所有者が冬期間の移設を敬遠したことから、暖かい時期にやってほしいということで、これを繰り越しして、いい時期にやりたいという御希望だったものですから、それについて繰り越しをしたというものであります。ですから、来年度に実施の見込みはついているという形です。

○佐々木委員長

そのほかよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐々木委員長

次に、下水道課所管分の議案第 13 号下水道特別会計繰出金と議案第 16 号は関連がありますので、一括して説明いただきたいと思います。なお、議案第 16 号の債務負担行為についてもあわせて説明をいただきます。

○伊藤下水道課長

それでは、議案第 13 号平成 23 年度網走市一般会計補正予算中、下水道所管分について御説明申し上げます。

議案第 13 号並びに議案資料の 34 ページとあわせ

てごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

国の3次補正により、公共下水道事業が全国防災事業に認定され、起債の種類に新たに緊急防災・減災事業債が追加されました。緊急防災・減災事業債は一般会計の下水道操出金に対しての起債措置となるため、一般会計において下水道特別会計操出金を追加し、公共下水道特別会計においては、歳入予算に一般会計繰入金を追加し、その同額の下水道事業債を減額する財源補正を行うとするものでございます。

理由といたしまして、下水道事業債は交付税措置をされませんが、緊急防災・減災事業債は80%の交付税措置がされることによります。

補正額は34ページの600万円、記載のとおりでございます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第16号平成23年度網走市公共下水道特別会計補正予算について御説明申し上げます。

議案第16号並びに議案資料の35ページをあわせてごらん願います。

第1条の1及び2、歳入歳出の補正についてでございますが、議案第13号において説明させていただきました一般会計補正予算につきまして、緊急防災・減災事業債を追加され、財源補正を行うことにより、その同額の下水道事業債を減額する財源補正を行おうとするものでございます。また、去る2月27日の委員会において説明を申し上げました繰上償還に伴う経営健全化計画による旧簡易生命保険資金の繰上償還が認められたことによる市債の繰上償還と、その財源である補償金免除繰上償還借換債の借り入れでございます。

今回、繰上償還の借りかえの対象となった市債につきましては、旧簡易生命保険資金の繰上償還に対象となったものが1件ございまして、利率は6.2%で借り入れたもので、償還元金が714万2,000円で借入額が710万円でございます。このことに伴い歳入歳出の額の補正を行うものでございます。

補正額の概要は記載のとおりでございます。

以上で第1条歳入歳出予算の補正についての説明を終わらせていただきます。

次に、債務負担行為の補正について御説明申し

上げます。

議案10ページ開きまして、右ページの第2表をごらん願います。また、議案資料2号2ページをあわせてごらん願います。

新年度の平成24年4月1日から契約履行が必要となります浄化センターと維持管理業務委託のほか、記載のとおり、総額3億6,448万2,000円でございます。

これら4件につきまして、平成23年度中に契約事務を取り進める必要があることから、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

以上で第2条債務負担行為の補正予算について説明を終わらせていただきます。

次に、第3条、次ページになりますけれども、地方債の補正について御説明申し上げます。

第1条で歳入歳出の予算の補正についての説明にありますように、補償金免除、繰上償還、借換債の追加によるものでございます。第3表に記載のとおりでございます。

以上で議案第16号の説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんから質問ございますか。

○平賀委員

確認だけさせていただきますが、債務負担行為の中で複写機のリース契約なのですが、これで見れば単年契約だという説明があったと思いますが、それで間違いなかったのでしょうか。

○伊藤下水道課長

複写機は単年契約でございます。

○平賀委員

通常、複数年で契約されるのが常なのではないかなと思うのですが、単年である理由を教えてくださいたいと思います。

○下間水道部長

ちょっと確認をさせていただいて、後で御返答でよろしいでしょうか。済みません。

○平賀委員

わかりました。何か特別な理由があって、単年でなければ厳しい、ならないからそうだったのかなと思ったものですから、確認を後でさせていただければ。

○佐々木委員長

それは後ほど確認をしていただいて。

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、議案第13号の建設部、水道部の補正予算に関して原案可決すべきものと決定いたします。議案第16号に関しまして、建設部、水道部の補正予算について原案可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第19号平成23年度網走市簡易水道特別会計補正予算についての審議をお願いいたします。まず説明をお願いいたします。

○佐々木施設課長

平成23年度簡易水道特別会計の債務負担行為に関する補正予算につきまして、議案第19号第1表債務負担行為補正にて御説明いたします。

補正の目的につきましては、平成24年4月1日から履行開始が予定されております3件の事項につきまして、平成23年度中に契約または負担金協定締結の事務を取り進める必要があることから、その経費につきまして債務負担行為を追加補正するものでございます。

内容につきましては、債務負担行為の設定をしようとする事項、期間、限度額は、土地使用貸借契約のほか、第1表の記載のとおりでございます。総額305万7,000円を補正するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんから何か質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、議案第19号平成23年度網走市簡易水道特別会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第22号網走市水道事業会計補正予算について審議をいたします。まず説明をお願いいたします。

○川上営業課長

平成23年度網走市水道事業会計補正予算につきまして御説明いたします。

議案第22号並びに議案資料39ページ、資料3号をあわせてごらんいただきたいと思います。

補正の目的は、平成24年4月1日から履行開始が予定される事項につきまして、平成23年度中に契約が必要となりますので、債務負担行為の補正

を行おうとするものでございます。

次に内容でございますが、債務負担行為の設定をしようとする事項、期間、限度額は、電算処理システム賃貸借、保守契約のほか、記載のとおりでございます。総額374万7,000円の契約について設定を行うものでございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

ないようですので、議案第22号平成23年度網走市水道事業会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第28号につきまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての所管分について、まず説明をお願いいたします。

○脇本建築課参事

議案第28号の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございますが、いわゆる地域主権一括法につきましては、平成23年5月2日に第一次一括法が公布され、続いて8月30日に第二次一括法が公布されているところであり、今回、これらの法律の施行に当たり、本年4月に施行させる関連条例について、一括して整備を行おうとするものであります。

建築課所管の条例につきましては、議案資料57ページから60ページの資料10号をごらんいただきたいと思いますが、第一次一括法におきまして、公営住宅法の改正により入居者資格要件が改正され、同居親族要件について廃止となりました。引き続き、単身入居について、地域の実情に応じて、一定の制限が必要な場合には、自治体の条例により規定することとなったものであります。

同居親族要件とは、現に同居または同居予定の親族があることを必要とするものでありまして、原則として単身者は入居できないこととなるものでございます。ただし、高齢者や障がいをお持ちの方など、特に居住の安定を図る必要がある方々については、例外として単身入居を認めているところであります。

このたびの改正に関しての国の考え方につきましては、同居親族要件そのものを廃止するというものではなく、地方にゆだねるという考え方でありまして、網走市といたしましては、現状の取り扱いにおいても、市営住宅の公募、倍率の単純平均が4倍を超えておりまして、入居待機者が多く存在している状況などを踏まえると、現行どおり同居親族要件の継続と高齢者や障がいをお持ちの方など、特に居住の安定を図る必要がある方々について単身入居を認めることとして、条例において規定を整備しようとするものであります。

建築課所管につきましては以上でございます。

○佐々木委員長

次、下水道課所管分について。

○伊藤下水道課長

議案第28号下水道課の所管分を御説明申し上げます。

議案資料61ページ、資料11号をあわせてごらん願います。

議案第28号はいわゆる地域主権一括法の施行に伴う整備条例の制定についてでございますが、下水道課所管の条例につきましては、第一次一括法において下水道法が改正され、設置する区域の取り扱いが変更されたことから、第3条において網走市下水道条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、網走市下水道条例第2条第2項の共通であります。国土交通大臣の認可を得た区域から北海道知事と協議し策定された事業計画に定められた区域に改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんから質問ございますか。

○平賀委員

ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、市営住宅管理条例の改正の中で、内容として幾つか上げているものがあります。例えばですけども、若年性アルツハイマーにかかっているとか、そういった方はこの中にもどこかに入ったりするのでしょうか。

○松浦建築課長

大変失礼いたします。ちょっと調べておりません。調べさせていただいて、後ほど。

○平賀委員

今回の条例改正のときに、その部分をどう反映するかということは、調査が難しいのだと思いますけれども、例えば、介護保険の対象者になっている方だとかというくくりだと、恐らく対象になるのかなというのがあるので、もしそういうところが漏れがあるのであれば、修正も場合によってはちょっと検討する必要があるのではないかと、一応、そのことを検討していただきたいということでお伝えしていただきます。

○松浦建築課長

了解いたしました。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、議案第28号につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

それでは、理事者側からそのほかございますか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

委員のほうから何かそのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、ここで理事者退席するために暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時01分 再開

○佐々木委員長

それでは委員会を再開いたします。

2月27日の委員会で、日程を5月21日の週に行政視察を実施することに決定し、視察地、視察項目については、本日の委員会で協議していただくことになっております。

それで、皆さんから、まず視察地についての御意見を伺いたいと思います。

○平賀委員

幾つか上げさせていただきますが、まず1点目は千葉県鴨川市です。ここにはコミュニティバスの視察等なのですが、メインとして考えていたのは、ちょっとたいざんと読むのかおおよまと読むのかあれなのですが、大山と書いて、千枚田保存会さんの活動をぜひ見たいなということで。ここは日本の棚田百選にも選ばれた非

常に美しい棚田が有名なのですけれども、その棚田を使って、もちろんお米をつくるという、棚田の保存活動という点でも一生懸命やられているのですが、そこを観光に結びつけて非常に活発な活動をされているということで、非常にいい事例だと思います。また、酒づくりのオーナー制度だとか、藍染めや綿を栽培しているのですけれども、それもオーナー制度としてやるだとか、家づくりそのものを体験塾として学べるような形で、体験型の観光メニューを創造するだとか、非常に積極的な活動を近年行っているところなので、ぜひここを見たいなというふうに思います。

それからもう1点は、もし関東圏でもう1カ所ということであれば、戸越銀座商店街がいいのかなと。行政に頼らずに自分たちで商店街の活性化をやっている事例ということで、よく取り上げられているものです。ここもいいのではないかなというふうに思います。

それからもう1点は、前回も出ていましたけれども、佐賀県武雄市ですね。フェイスブックを使った情報発信と、それから、直接海外のほうとの交流を含めた経済活性化とか、そういうことも含めて見られたらなというふうに思います。

以上です。

○佐々木委員長

平賀委員から3件ですね。そのほかにございましたか。

○近藤委員

前回もお話をさせていただいたように、公共交通を生かしたまちづくりということで、富山市のライトレール。これは非常に批判も多くて、国費を突っ込みすぎた割には失敗ではないかという指摘は平賀委員のおっしゃるとおりなのですけれども、失敗事例を見て学ぶというのも大事なかなと。いろいろと魅力的なチャレンジもしていますので、例えば、停留所の横にレンタサイクルを置いてみたりとか、小型バスによるフィーダー路線をつくってみたりとかをやっていますので、どこがよくてどこがだめなのかというのをきちんと検証しに行くというのは、今後の網走のまちづくりにとっても大切なことになるのかなと思います。

もう一つ、金沢市の石引商店街というところを御提案したくて、平賀委員がおっしゃった戸越とは全く逆のパターンで、行政が一部かかわりながら、要は買い物難民が生じてしまった地域なので

すけれど、行政がかかわりながら、小型のスーパー、小売店のようなものを定期的に出店をして地域の商店街を守っているという取り組みがあって、富山の近くですので、こんな感じもどうでしょうかという御提案と。

あと、これはちょっと非常に批判を買う可能性もあるし、チケットが取れるかどうかかわからないのですけれども、東京スカイツリー。無理ですね。

○佐々木委員長

今、流氷館の建てかえ問題もありますからね。そういう展望台はどうなのかというのはありますよね。

○平賀委員

富山の事例はちょっとさすがに厳しいなと思うのは、あれが実施できたのは、利害関係の調整団体が実は富山から極端に少なかったからやれたということもあるので、そこがあまり参考にならないとよく言われるので、むしろ、今、やっている歴史のあるところ、例えば、広島だとか岡山とかそういう、あの辺の路面電車のほうが地域的にも条件的にも参考になるのかなという気はしますので、もし見るのであればそちらかなという気はします。

スカイツリーはあき時間で行けるのではないのでしょうか。視察項目に入れなくても…。

○佐々木委員長

ちょっと休憩しましょうか。このままでいいですかね。

では、挙手しなくていいです、ざっくばらんに意見を出していただいたほうが話が進むかと思えます。

○近藤委員

路面電車に関して言うと、確かにうまく行っているのは岡山だったり鹿児島だったり、広島だったり。でも、単体の事業者としてきちんと収益を上げられるような利点で、行政がかかわっているのは新型車両の購入とかそのあたりだけなのです。なので、事業として見る価値はあるのかもしれませんが、行政としてどうかかわっているのかというのはあんまり参考になりづらくて、むしろ富山のほうは国も市も含めてかなりてこ入れをして、利害関係の調整が少なかったとはいえ、既存のＪＲ西日本や、それからその他地元商店街含めて調整をしている経過もあるので、それでもうまく行っていないところはあるのです。富山は

どうかなというふうに思っておるんですけど。

○佐々木委員長

山田委員や七夕委員などは特に。

○山田委員

僕らは連れていっていただけるなら。

○佐々木委員長

では、休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後0時09分 再開

○佐々木委員長

委員会を再開いたします。

それでは、いろいろ皆さんからの行政視察の希望先を大体把握できましたので、あとは正副のほうに一任いただきまして、それから、事務的なことを考えると、火曜日出発のほうがいいというお話も出ましたので、基本は22日火曜日出発で3泊4日の行程で帰ってくるということで進めていきたいと思いますので。また中身がきちんと決まり次第、もう一度、委員会で皆さんに諮りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で委員会を終了いたします。

午後0時10分 閉会